

協働のまちづくり指針



自主防災組織による防火訓練活動



みやぎ違反広告物除却サポーター活動



子連れスポット耳より情報バスツアー運営活動



ふれあいパトロール活動

愛のあるまち
を目指して



健幸つくり隊ウォーキング大会運営活動



市民ラウンドテーブル運営活動



Happyチャイルドカレンダー作成活動



岩沼市生活学校による岩沼駅構内清掃活動

岩 沼 市

あなたの大切な人が幸せに暮らせるまちとなるように
私たちは 一人ひとりが考え行動することが大切です
できることから始めましょう



田園と里山の彩りも鮮やかなまち

交通アクセスも申し分なく 気候温暖で住みよいまち 岩沼

このまちに縁あって集い、学び、働き、暮らす私たちは、この自然があふれ、歴史・文化の息づく活気ある我がまち岩沼を次世代に引き継ぎながら、より住みよいまち、より誇れるまちにしていきたいと思っています。

今、私たちは、自分のまちを見つめ直し、何をしなければいけないかを考え、そして実践するスタートラインに立っていると思います。

そのため、市民、市民活動団体、行政という様々なまちづくりの主人公が信頼関係で結ばれ、お互いの特性を生かしながら、まちの課題解決に向けて、お互いが助け合い、協力し合い取り組んでいく「協働」が今、求められていると考えます。

しかし、「協働」という言葉を聞いたことがあっても「何をやるのだろう?」「難しい」「面倒だな」と思う人の方が多いのではないのでしょうか。

でも、「協働」はもう既に私たちが始めていることなのです。

例えば、市内では多くの市民の皆さんが地域内の道路や公園の清掃、自主防災組織による地域防災活動、子どもや高齢者の見回り等の活動という形で積極的に取り組んでいます。

家庭においても、リサイクルによるごみ減量化を進めたり、地球温暖化防止のために省エネを心掛けたりする等、普段の生活の中で一人ひとりがまちづくりとしてできることはたくさんあるのです。

このように、私たち一人ひとりがまちづくりの「主人公」なのです。

市民の活動が息吹く岩沼市、それは「まちを楽しみ、まちで楽しむ、まちはみんなの宝物」なのです。

この指針は、様々なまちづくりの主人公が協働に関する考え方や進め方への理解を深め、同じ方向に向かって歩めるよう、共通の羅針盤として策定いたしました。

この指針が協働のまちづくりを進めていく上で、大いに役立つことを願っています。

目 次

1 協働のまちづくり ～なぜ求められ実践をするのか～

1

- (1) 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 協働はなぜ必要なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 協働に期待される効果は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 市民参加と協働の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 協働のかたち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2 協働を育むために ～どのような役割を担い果たすことなのか～

1 2

- (1) 協働の基本原則とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- (2) 協働を進めるための役割は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

3 おわりに

1 4

- (参考資料) 指針策定までの経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

1 協働のまちづくり ～なぜ求められ実践をするのか～

「協働のまちづくり」は、全国の多くの市町村において積極的に取り組まれています、
「協働」とは、どのようなことなのでしょう。

そして、岩沼市は、どのような「協働」を目指しているのでしょうか。

また、岩沼市では、なぜ「協働」が必要になったのでしょうか。

(1) 協働とは

私たちは、家族や地域、そしてふるさとへの愛（思いやり、安心、うるおい）が満ちているまちにしたいと、町内会やNPO、事業者といった民間の様々な主体が、地域清掃や子育て支援などのあらゆる分野において公共的な仕事を担ってきています。

しかし、このような活動が行われているにもかかわらず、行政がやっていることだけを「公共」と呼ぶといった「古い公共観」が残っています。

そのため、私たちは、このような「古い公共観」の殻を破るとともに、市民をはじめとした民間の様々な主体が自発的に地域の課題に取り組む「新しい公共」と、行政による「制度化された公共」が対等な立場で参画、かつ、連携し、公共の役割を担っていく「新しい公共観」に立ち、愛のあるまちづくりを進める過程が「協働」であると考え、「協働の定義」を次のように定めます。

協 働 の 定 義

⁽¹⁾市民、⁽²⁾市民活動団体、行政など様々な主体が、それぞれ単独では解決できない地域の課題等に対して、他の主体と協力し合いながらお互いを尊重し合い、補い合い、対等のパートナーとして、地域の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために取り組んでいく姿です。

このことを、市民一人ひとりが、そして行政が理解し、想いを共有することで、「協働のまちづくり」が進み、家族や地域、そしてふるさとへの愛が満ちたまちになります。

〔説明〕

(1)市民：個人、各種団体及び事業者等を総称します。

(2)市民活動団体：市民の内、自らの価値観、信念、関心に基づき、市民生活と地域社会への貢献を目的として活動する任意団体や特定非営利活動法人、町内会などの団体を総称します。

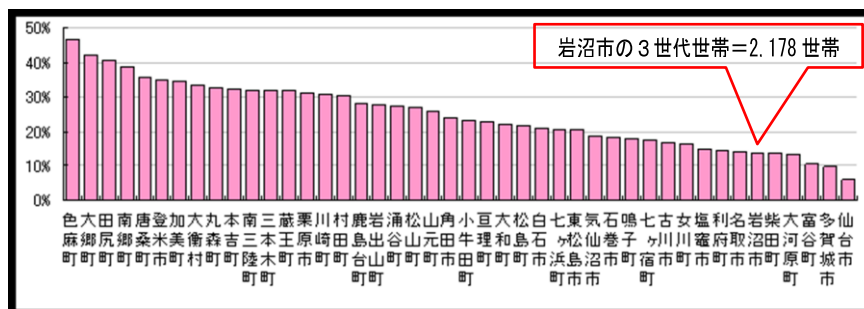
(2) 協働はなぜ必要なのか

どうして「協働」は、まちづくりや地域づくりに必要なのでしょう。

私たちを取り巻く社会環境は、人口減少社会の到来とともに、少子高齢化や核家族化が進み、家庭や地域、さらに、行政においても、今まで培った仕組みや考え方では、対応できないものが増えてきています。

① 受け継がれてきた知恵や経験が途絶えがちになってきています

私たちの地域社会においても核家族や高齢者世帯が増加することにより、代々培われ受け継がれてきた、おじいちゃん、おばあちゃんの知恵や貴重な経験に触れる機会が少なくなってきました。そして、



市町村別3世代世帯比率（平成17年国勢調査／宮城県統計課）

親から子へ、そして孫へと引き継がれてきた次世代への伝達も途絶えがちになっています。

そのため、子育てや高齢者介護など、様々な場面で精神的な負担が重くなる傾向があります。

② 地域での助け合いの精神が薄れてきています

かつて、私たちの地域社会では、隣近所同士の助け合いなどが自然な形で行われてきましたが、高度経済成長期以降の都市部への人口集中などによる地域の衰退や個人の生活を中心に考えるライフスタイルの変化などにより、地域での助け合いの精神が薄れてきています。

③ 市民のニーズが変化し多様化してきています

少子高齢化や経済の不況、さらに、環境問題の顕在化など、私たちを取り巻く社会構造や政策が大きく変化し、また、私たちの生活様式や価値観も、利便性の向上や

国勢調査における岩沼市の人口等の推移

年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	人口	65歳以上の一人世帯
昭和55年	8,676人	23,445人	2,789人	34,910人	95人
平成2年	8,037人	25,583人	4,369人	38,091人	218人
平成7年	7,350人	27,249人	5,473人	40,072人	324人
平成12年	6,572人	28,289人	6,534人	41,407人	424人
平成17年	6,739人	29,443人	7,703人	43,921人	624人

※国勢調査で年齢不詳のデータがあることから各年の年齢区分毎の合計と人口は一致しない。

機能面の充実だけでなく、ゆとりやうるおいを大切にするように変化してきています。

そのため、市民のニーズは、多様化するとともに、複雑化、重層化、潜在化するなど行政からは見えにくく、行政だけでは解決できないものへと変化してきています。

④ 地域の特性を生かしたまちづくりが求められています

国が持っている権限や財源を地方に移していく「地方分権」の動きが進み、私たちが住んでいる地域のことを自分たちで決めることができるようになってきています。

このような流れを受け、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、その地域の魅力や風土などを熟知した地域の方々の力が欠かせません。

市民と行政が互いにアイディアを出し合い、一緒に考え、決定し、行動することがますます大切になってきています。



大人と子どものあそぼう会

⑤ まちづくりに対する市民意識が高まっています

私たちの身近においても、自主防災組織の設置や子育て、中心市街地の活性化など、多様な分野で市民提案型事業などを活用し、自らの発意で社会的な課題に取り組む人たちが増えてきています。

このように、私たちのまちでも、自らが持つノウハウや地域の特徴を生かしながら、まちづくりへ参加する市民の意識が高まっています。



自主防災組織による災害図上訓練D I G⁽³⁾

⑥ 拡大する行政課題への対応が難しくなっています

行政は、複雑化、重層化、潜在化する市民のニーズに対応するために努力していますが、提供するサービスが法律(制度)に基づいていることなどから、拡大する行政課題への迅速、かつ、きめ細かな対応が難しくなっています。

そのため、これまでの事業を実施することにより行政が直接サービスを提供する方法だけではなく、市民と行政が、お互いの情報や知恵を出し合って取り組む「協働」による対応が必要になってきています。

[説明]

(3)D I G：地域防災を進めるうえで有効な手法に「災害図上訓練D I G」があります。D I G（ディグ）とは、地震や風水害などの災害が起きた時にどのような被害が発生するかを地図上で想定し、参加者自身が地域の特徴や課題を地図から読み取り、必要な対応を具体的に考える訓練です。

宮城県の児童相談件数の推移（仙台市を除く）

年度	相談総数	虐待相談
平成16年度	5,107 件	488 件
平成17年度	5,428 件	557 件
平成18年度	5,876 件	527 件
平成19年度	5,980 件	605 件
平成20年度	6,452 件	673 件
平成20 (岩沼市)	175 件	35 件

平成21年度宮城県児童相談の概要より

(3) 協働に期待される効果は

私たちが協働を進めることにより、これまで解決が難しいと考えられていたまちの課題についても対応することができるようになるなど、様々な部分で、市民と行政が単独で取り組む以上の相乗効果をもたらし、次のような様々な波及効果を生み出します。

① まちを愛する心がより深まります

市民が主体性を発揮し、自発的に楽しみながらまちづくりに参加することで、やりがいを感じ、満足感やまちへの愛着心がさらに高まります。

また、お互い様という感謝の気持ちが地域の連帯に対する希薄化に歯止めをかけ、思いやり・助け合いの意識が高まります。

さらに、協働は色々な人や人々の集まりが関わっていくため、人と人をつなぐ場となり、コミュニティ形成の基礎作りになります。

② まちづくりへの関心や参画意識が高まります

相互の調査力や情報が有効に活用できることにより、地域の中の問題や行政側の問題も共有できるようになり、問題解決の糸口となります。

また、そこから市民や職員のまちづくりに対する意識改革や相互の資質の向上につながり、まちづくりに取り組む機運が高まります。

③ 地域活動の輪が広がり活性化します

市民のネットワークの広がりにより交流の場が増え、先駆的な新たな活動、地域の再発見に繋がります。

④ 市民ニーズに迅速に対応できるようになります

市民の考えをタイムリーに知ることができ、市民が持つ地域性、専門性、柔軟性、機動性などの特性が活かされ、臨機応変に迅速な対応が可能となります。

⑤ お互いの特性を最大限に生かします

市と協働することによる財政支援、広報などを使った情報発信に加え、市関係機関との連携調整がスムーズに早く行えるようになり、市が関わる事業という安心感も補完され、活動がしやすくなります。

また、市は専門的知識、技術を有する市民の協力を得ることで、より質の高い事業を展開することができます。

協働は進化します

－「無縁社会」を「絆社会」に変える力－

協働は、最初は現場の小さな出来事ややり取りから始まります。現場で起こる問題を発見し、その原因を探り、問題解決を目指す市民同士の、さらには市民と行政とのやり取りの中から協働の芽が育ち、それを繰り返して、確認し合い、コミュニケーションの輪を広げていく中で、協働の中味や範囲も徐々に拡大し、豊かなものに成長していきます。つまり、協働は、それがいったんスタートすれば、進化していくという性質をもっているのです。協働のもつこの性質を、まちづくりに生かさない手はありません。

昨年（平成22年）3月27日に、協働のまちづくり市民説明会で演じられた寸劇を思い出してみてください。この寸劇は、岩沼市藤浪町の町内会で実際に行われた「健康づくり事業」をモデルにつくられたものですが、協働のもつ性質やパワーを見事に描いています。



劇は行政職員が「協働による健康づくり」を目指すものの、なかなか市民の理解が得られず、参加者が徐々に減少していくところから始まります。市民と行政がバラバラで、互いに無関心であったり、ときに対立し合っている姿が描かれます。しかし3ヶ月後には、市民と行政が互いに顔を見合わせ、相談が始まります。互いの提案を出し合いながら、まずはみんなが分かりやすい町内会体操づくりから始めようという、協働のための「共通の目的」を定めることとなりました。

現場での小さな共通の目的が、1年後には新たな協働へと発展を遂げていきます。これまで同じ町内会で顔を合わせたことのない人も参加し出したのです。こうして協働が軌道に乗り出すと、次第に町内会の課題も見えてくるようになりました。若い人たちも参加できる企画を考えよう、子供会とも協力しよう、健康づくり事業と地域サークルの共同企画を考えよう等々、さまざまな提案が出され、協働についてももっと勉強しようという声も出てきました。

そして3年後には……。町内会は、いろいろな事業を楽しみ、地域のみんなが声を掛け合えるところになっていました。町内にちょっと心配な親子がいることがわかれれば、そうした情報がすぐに入り、親子に声がけし、見守りサポートができるまちになっていました。そのことによって、虐待を未然に防ぐことができました。住民と行政が協力し合って地域を支え、課題にすばやく対応し、解決することのできる町内へと進化していたのです。

この寸劇が意味するものは、どんなことでしょうか。それは協働の価値が、住民と行政職員が話し合いを重ねて、地域の課題を解決する、そのプロセスと結果が、人々にとって良いものを実現していくという点にあることであり、「健康づくり事業」が、ひとつのきっかけをつくっていたということです。別のことばで言えば、「健康づくり事業」という小さな協働に取り組んだことがきっかけとなり、結果として地域のコミュニケーションが豊かになり、健康づくり以外のさまざまな地域の課題を解決できるように、町内会が変化していったのです。このように、協働は、地域の課題解決能力を向上させるという効果・効用をもっています。地域を「無縁社会」から「絆社会」へ転換させるキーワードが「協働」なのです。

＜東北大学大学院経済学研究科教授 大滝精一氏＞

(4) 市民参加と協働の違い

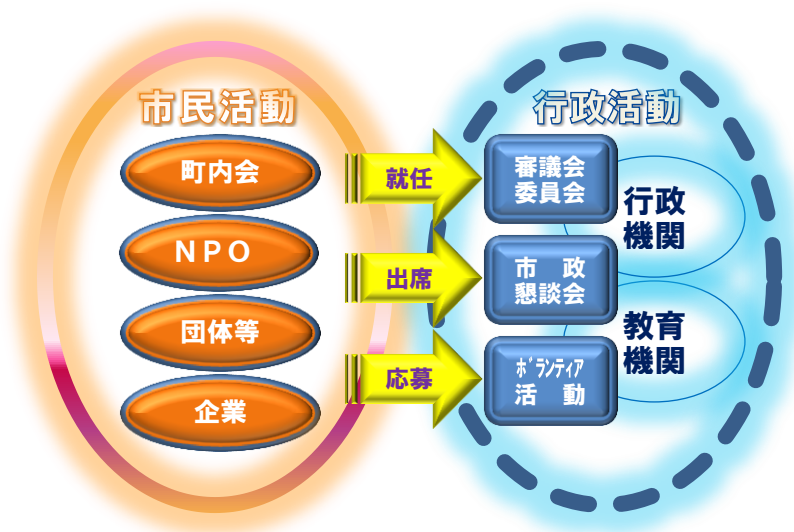
私たちは、「協働」という言葉と一緒に「市民参加」という言葉を良く聞きますが、協働を進める上では、市民参加と協働の違いを理解することが大切です。

それは、市民参加が協働への階段（協働へ発展していく過程）であり土台であるからです。

したがって、市民参加を協働に含めた場合は、「広義の意味の協働」ということになります。

市民参加

法律により保障されている選挙や直接請求、行政の制度としての審議会や各種委員会の委員への就任をはじめ、市政懇談会への参加、行政の依頼による公共施設でのボランティア活動など、行政により保障されたさまざまな参加形態を通してまちづくりにかかわることです。



協働

様々な地域課題の中で、行政だけでは解決できない課題や市民だけでは解決できない課題などに対して、市民活動団体等と行政が互いの不足を補い、また、自立したパートナーとして協力し合い、その課題解決に取り組むことです。



一人のパートナーから、多くの人々の参加する協働へ

「協働」とは、単なる行政の仕事のアウトソーシング（外注）の話ではありません。それなら、昔から橋や道路を造るのは建設会社に発注していました。「協働」はもともとアメリカのビンセント・オストロムという学者が使った言葉で、社会の課題を解決するために、行政と市民が協力して話し合い、その内容を実践することを指します。だから市民同士の協働もあり（自治につながりますね）、それに行政の加わる協働もあります。

市民側は、バラバラの市民から始まって組織化された市民に至るまで幅があります。例えば、公共施設である図書館を利用するのは、市民・納税者としての権利ですね。NPOであるニューヨーク公立図書館は、パスポートを出せば旅行者でも貸してもらえるのです。利用できるのは納税者や住民だけとは限りません。公共って、多くの人々に開かれているということです。さらに、利用者としては、今度こんな本を入れて欲しい、あのサービスの態度悪いから何とかしないかという権利があります。公共サービスはデパートと違うので、別のサービスを選ぶことができませんから、市民の声を聞く義務が自治体にあるのです。

そのうちに子ども達に読み聞かせをしてはどうかという意見が出ることもあります。しかし図書館は忙しくて人も足りなくてそんなことはできないということがよくあります。そこであるお母さんがそういう講座に行って資格をとって毎週水曜日は読み聞かせの日にして、ボランティアで2時間協力する。そうするとそのお母さんは施設ボランティアと呼ばれます。行政(図書館)のちょっとしたパートナーとなるわけです。図書館サービスの担い手の一人に一市民になる。役所にボランティアしていると思っている人が多いけれど、違いますね。お話を聞きに来る子どもに対して公共的なサービス(読み聞かせ)のボランティアをしているわけです。そのように考えるとその個人は、行政にとって非常に重要な協働のパートナーですね。しかも今まで出来なかったサービスを、その人がいるおかげでできるということになります。そういうふうに、一市民であっても公共サービスのパートナーになりうるのです。

この施設ボランティアが成長すると、複数の人を巻き込んで団体を構成していきます。図書館ボランティアサークルになります。さらにその活動の舞台が図書館だけではなく、公民館や学校、幼稚園や保育所などに、団体として注文を受けて出前に行くと、図書館ボランティアから自立した、本の読み聞かせをする市民活動団体になります。成長した市民活動団体になれば、図書館運営に対する提案や事業のパートナーとしての行動など、さまざまな関係を行政との間で結ぶことができます。中には、人材育成事業を任されたり、図書館の指定管理者になったりするケースもあります。

つまり、協働のパートナーとして市民が行動するということは、市民が自治の力をつけ、組織的な成長をしていく過程を歩むことでもあるのです。

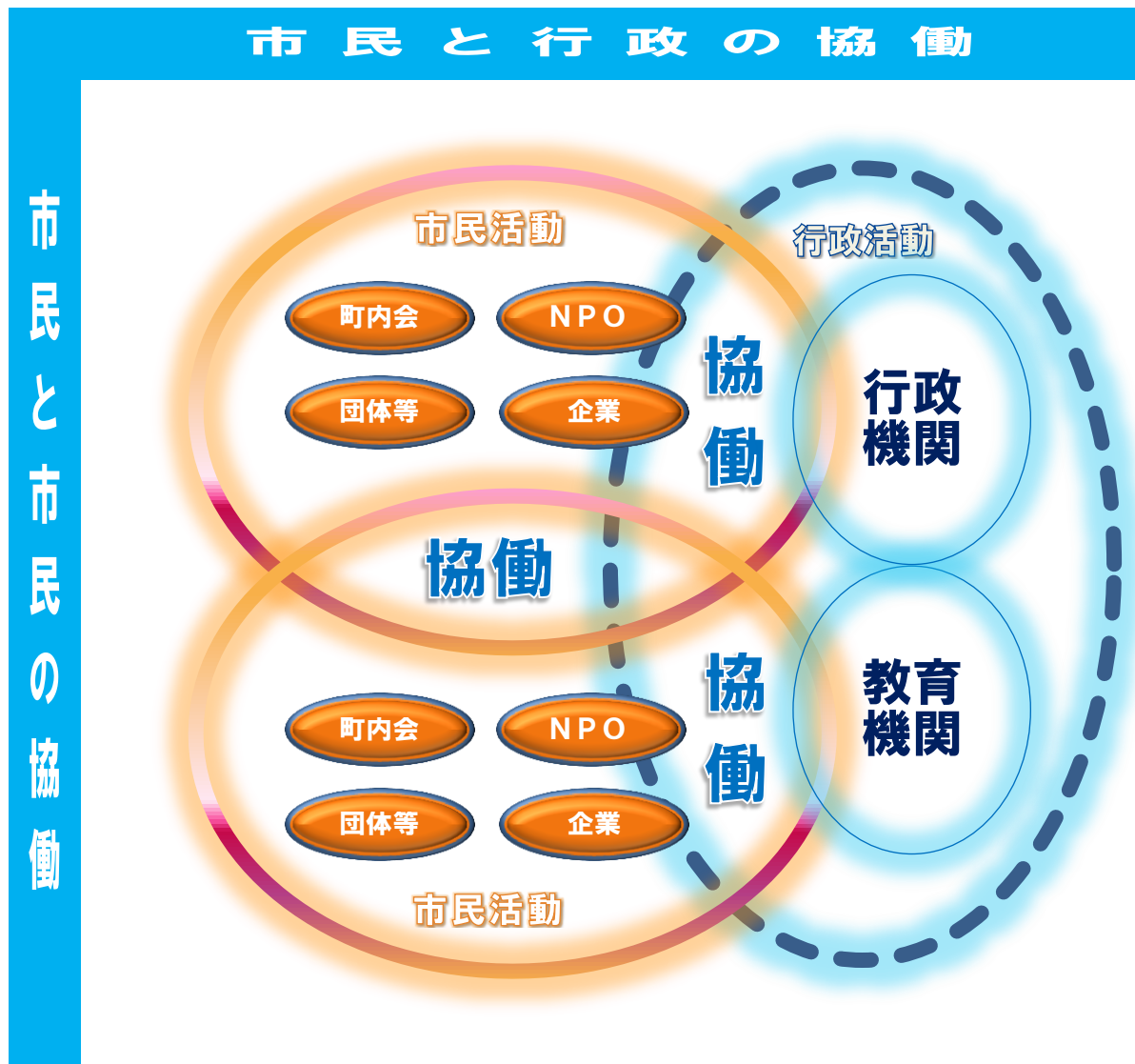
<せんだい・みやぎNPOセンター代表理事 加藤哲夫氏>

(5) 協働のかたち

私たちの「協働」は、大きく分けると市民と市民が支え合い協力し合う「市民同士の協働」と市民と行政が協力し合う「市民と行政の協働」に分けることができます。

また、協働のかたちについては、事業を行う主体と、協力する相手との間では、様々な形態が考えられます。

そのため、事業の内容に応じて、最も効果的な形で協働に取り組むことが大切です。



また、私たちの協働のかたちについては、事業を行う主体と、協力するほかのパートナー（町内会、企業、NPO、各種団体等及び行政などをいう。）との間では、次のような様々な形態が考えられます。

そのため、事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働することが大切です。

共催

複数のパートナーが、共同で短期間の事業を行なう形態です。

それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られます。

(例) エアポートマラソン

岩沼市・岩沼市教育委員会・岩沼市体育協会・河北新報社・TBC東北放送の5団体で共催しているエアポートマラソンは、各々の団体が持つ優れた機能や専門性を生かしながら実施しています。



エアポートマラソン

後援

主催者の実施する事業に対して、ほかのパートナーが趣旨に賛同し、開催を援助する形態です。

主に金銭的な支出が伴わず、一方、パートナーが後援することで、社会的信頼性が保てることから、事業を効果的に実施できます。

(例) ベートーヴェン交響曲第九演奏会

みんなで歌う第九の会が主催する「ベートーヴェン交響曲第九演奏会」に対して、岩沼市を始め多くの団体が名義後援を行っています。



ベートーヴェン交響曲第九演奏会

実行委員会・協議会

複数のパートナーが構成員となって新たな主催団体をつくり、事業を実施する形態です。

それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られますが、企画段階から十分に協議し、情報を共有するとともに、経費負担や役割分担を明確にしておく必要があります。

(例) いわぬま市民夏まつり

「いわぬま市民夏まつり運営委員会」を、岩沼市・岩沼市商工会・岩沼市観光物産協会・岩沼市工業連絡協議会・岩沼建設産業同友会・名取岩沼農業協同組合・岩沼臨空工業団地協議会・二の倉工業団地協議会・岩沼市体育協会・岩沼市文化協会の10団体で構成し、各団体の持ち味を生かすとともに、役割分担を明確にしながら運営を進めています。



いわぬま市民夏まつり

事業協力・協定

パートナー同士が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態です。

一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書等を締結し、継続的に協力することで、協働の意識の啓発や醸成につながります。

（例）大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

岩沼市では、大規模災害時に倒壊した建築物等の解体撤去や災害廃棄物の収集・運搬・一時保管とともに、これらの作業に必要な人員・車両・資機材等の調達を含めた協定を宮城県解体工事業協同組合と締結しています。



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

企画立案・計画策定への参画

パートナーの持つ専門的な知識や経験、情報等を生かしてもらうため、審議会や委員会に参加して意見や提案をもらう形態です。

生の声を吸収し、ニーズへの的確な対応が可能になります。特に行政が計画などを策定する時に活用する形態です。

（例）第2期 岩沼市障害福祉計画

障害者や障害児の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するという視点を行政と市民（サービス利用者）が共有するために、「岩沼市障害者計画等策定委員会」の計画策定において市民が参画しています。



岩沼市障害者計画等策定委員会

補助

財政面での課題を抱える活動に対して、共通の目的を達成するため、ほかのパートナーが資金を支援する形態です。

補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要です。

（例）「花や木のまちを創る岩沼市民ネットワーク」への補助

岩沼市内を“花で彩りあるまち”にするために、花や木（はなやぎ）のまちづくりを行っている「花や木のまちを創る岩沼市民ネットワーク」に対し、岩沼市が補助を行っています。



花や木のまちを創る岩沼市民ネットワーク

委託

主体が責任をもって担うべき分野として考えられてきた領域に、事業の実施にふさわしいパートナーの専門性や柔軟性、先駆性などの特徴を生かして、より効果的な取り組みとするため、委託する形態です（主体の財政的な負担軽減のみを目的として委託するものは除きます）。

また、最近では市民と行政が協働する形で、公共施設の管理運営について、パートナーの持つノウハウを広く活用することが有効という考え方に基づいた指定管理者制度を導入し、パートナーが公共サービスを提供する分野も増えています。

（例）**岩沼市コミュニティ放送センター**

F Mラジオによる地域情報や防災情報等の発信業務を行う岩沼市コミュニティ放送センター（エフエムいわぬま）の管理運営を、放送に関するノウハウを有する（株）エフエムいわぬまを指定管理者として岩沼市が委託しています。



エフエムいわぬま

情報提供・情報交換

パートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供しあい、意見交換などを通して、情報の共有を図る形態です。情報収集が効率的に行なわれます。

（例）**岩沼市民活動フォーラム**

岩沼市民活動フォーラムを開催することにより、市内で市民活動を行っている団体が一同に会し、各々の団体の活動内容の紹介や市民活動についての意見交換を行います。



岩沼市民活動フォーラム

2 協働を育むために ~どのような役割を担い果たすことなのか~

私たちが協働を育むためには、何をしたら良いのでしょうか。

私たちが「愛のあるまちづくり」を進めるためには、市民と市民が、または市民と行政が良きパートナーとして、お互いが協働の基本原則を守り、役割を果たしていくことが大切です。

(1) 協働の基本原則とは

協働を育むためには、私たちが次の原則を理解し、より良いパートナーシップを築いていくことが大切です。

① 対等の関係

協働によりまちづくりを行うということは、多様な組み合わせで存在する協働の取組主体すべてが、役職や所属にとらわれず、対等な関係性であることが重要です。

また、上下の関係なく横の関係ということを互いに認識し、自由な意思に基づき取り組むことが協働の第一歩です。

② 相互理解

相手の本質を理解し、尊重することはより良い協働を行うために重要なことです。また、長所や短所などの違いを認めて、お互いを理解することで、それぞれの役割を果たすことができます。

③ 情報の相互提供・公開・共有

協働を行う両者の関係が外から良く見える、開かれた状態であることが重要です。

従って、協働に関わる様々な情報が公開されており、市民から見えやすい状態になっているとともに、一定条件を満たせば誰もがその関係に参入できることが欠かせません。

④ 市民活動団体の自主性・自立性尊重

協働を進めるにあたっては、行政主導ではなくあくまで市民自らの自主性を尊重することが重要になります。

従って、依存や過度の協調関係に陥ることなく、やらされ感ではない、双方が自立・自律した存在として行動することが重要になります。

(2) 協働を進めるための役割は

「協働」を育むためには、私たちが次のような役割を理解し、各々の活動に取り組むことが大切です。

① 市民の大切な役割

○個人としての市民

- ・一人の市民として、地域やその活動に常に関心を持ち、自発的に地域の活動などに参加しましょう。
- ・市民活動団体や行政が行う協働による取組に関する企画・実施・評価の各段階に積極的に参画しましょう。
- ・行政と対等な立場でまちづくりに取り組むという意識を持ちましょう。

○市民活動団体としての市民

- ・それぞれの団体の活動が、市民に広く理解されるように、活動の目的や内容を積極的に情報発信しましょう。
- ・それぞれの団体は、自己の責任の下に活動し、団体が蓄積している専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用するとともに、積極的に提供しましょう。

○事業者や企業としての市民

- ・地域社会を構成する一員であることを認識し、積極的に地域の活動へ参加しましょう。
- ・各事業者が有する人材や情報、施設・設備、資金等の貴重な資源を活用し、活動の場の提供や各種助成など、積極的に地域の活動を支援しましょう。



岩沼臨空工業団地協議会環境美化活動

② 行政の大切な役割

- ・協働のまちづくりを推進するために必要な情報を積極的に収集・発信します。
- ・職員が協働に対する認識を深め、市民と行政が協働で公共的課題を解決するためのコーディネーターとしての資質を身につけるために、研修等を実施します。
- ・協働のまちづくりの促進に関する総合的な計画を策定し、各種施策を実施することにより、まちづくりに係る市民参画の環境を整備します。
- ・市民活動の拠点となる施設を整備するとともに、活動に必要な備品、器具等を提供します。
- ・市民活動に対する適正な財政的支援を行います。

3 おわりに

今、岩沼市では、市民等と行政が協働して新たなまちづくりに向かってスタートしたところです。

この指針は、市民協働のまちづくりを進めるための基本方針であり、市民と行政が信頼関係に基づき、それぞれの個性や特徴を活かしながら「地域力」で地域の課題を解決し、魅力を創造していくための「みちしるべ」となれたら幸いです。

わがまち岩沼“愛のあるまち”を目指して・・・

今後、この指針に基づいて、推進計画の策定や条例の制度検討など・・・

市民等と行政とが共に考え協力連携しながら色々な取り組みを進め、一歩ずつステップアップしていかなくてはなりません。

様々な分野の皆さんが“協働のまちづくり“に対する興味・関心を持って、多くの皆さんが協働の成果を実感できるよう、広く協働を浸透させていけたらいいですね。

市民等と行政が協力した未来の岩沼市のまちづくりの基礎となることを期待します。

最後に、この指針の策定にあたり、下記の団体等の皆さまから写真の提供等を含め、多大なるご協力を頂きましたことに対し感謝申し上げます。

吹上町内会
ふれあいパトロール隊
市民ラウンドテーブル出席者の皆さん
健やか子どもを育てる岩沼市民会議
i ある子育ていわぬま
子育てボランティアの皆さん
岩沼健幸づくり隊
岩沼市生活学校
藤浪町内会
二の倉町内会
いわぬまエアポートマラソン実行委員会
みんなで歌う第九の会
いわぬま市民夏まつり実行委員会
宮城県解体工事事業共同組合
岩沼市障害者計画等策定委員会
花や木のまちを創る岩沼市民ネットワーク
エフエムいわぬま
いわぬま市民活動一覧作成プロジェクトチーム
岩沼臨空工業団地協議会

～愛のあるまちをめざして～

協働のまちのシンボルに「みんなの木」という木があります。
「みんなの木」は育てる人々の夢や願いでできており、その木が大きくなればなるほど、そのまちには愛があふれるといえます。

今私たちは、「みんなの木」の小さな小さな苗を植えました。この岩沼市が、愛のあるまちになることを願い、「みんなの木」を育て始めたところです。

まずは、草をとり、水をあげましょう。

「みんなの木」を大きく育てることは、時間もかかるし手間もかかる大変な作業です。日照りが続いたり、やんちゃ坊主が苗を抜こうとしたり、虫がつくこともあります。

たった一人では、「みんなの木」は育てられません。
そこに住む人たちが、力を合わせ、知恵を出し合い、絆をつくることが大事です。

みんなに知ってもらえるように、「みんなの木」の看板を作りましょう。

みんなに見てもらえるように、ベンチを置いてみましょう。

交代でお水をあげ、一緒に草取りをし、お散歩がてらベンチに腰掛けながらみんなで見守りましょう。

そうそう、雑草と間違えて苗を抜いちゃったら大変！お友達にも教えてあげましょう。

そして、どうやったら大きく育つか、みんなでアイデアを出し合ひましょう。



みんなの夢や願いは、大きく太くたくましい幹となり、枝葉を空いっぱい広げ、みずみずしい果実を実らせることでしょう。あなたがみんなと育てた果実は、きっと「幸せ」の味がするはずですよ。

そして、みんなが「幸せの果実」を口にできるとき、岩沼はほんとの「愛のあるまち」になることができるでしょう。

この指針は、「みんなの木」がより大きく育つように、おいしい果実を実らせられるように、一人ひとりが何をしたら良いのか、何ができるのか、何をしなければならないのかを示した説明書です。

この指針を手にとったあなたも、愛のあるまちを目指し、一緒に「みんなの木」を育てていきましょう。

(1) 指針策定までの経緯

H22. 4.30(金)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 6. 2(水)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 6.17(木)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 7. 9(金)起草委員による協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 7.15(木)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 7.23(金)起草委員による協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 8. 9(月)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22. 9.21(火)ワークショップによる協働のまちづくり指針(素案)の検討
H22.10. 4(月)起草委員による協働のまちづくり指針(案)の検討
H22.10. 7(木)協働のまちづくり指針(案)の全体検討
H23. 2.15(火)協働のまちづくり指針(案)の全体検討
H23. 6.24(金)協働のまちづくり指針(案)を岩沼市長に提出

(2) 指針策定に関わった方々(敬称略)

①岩沼市協働のまちづくり推進会議(市民)

大滝精一(座長・アドバイザー)、伊藤博(副座長)、渡邊美恵子(副座長)、
大泉淳子、大内邦夫、太田ふみえ、河東田利昭、鎌田健一、木村基、佐藤由紀江、
鈴木正信、太齋志寿子、中平聖子、宮部淳子、渡邊大作

②岩沼市協働のまちづくり検討委員会(職員)

菅井秀一(委員長)、岩渕倫子(副委員長)、猪野高広、佐藤義幸、佐野玲子、
新妻敏幸、森慎吾

③協働の講師

加藤哲夫(せんだい・みやぎNPOセンター 代表理事)
伊藤浩子(せんだい・みやぎNPOセンター 事務局次長)
工藤寛之(多賀城市市民活動サポートセンター センター長)

④地域すけっと隊(宮城県企画部地域振興課・地域づくり課題研究支援事業)

日地谷聡、石原寛之、佐藤恵

⑤事務局(岩沼市総務部さわやか市政推進課)

大村孝(部長)、八巻斎(課長)、星ふさ子、佐々木美歌

協働のまちづくり指針

～愛のあるまちを目指して～

発 行 平成23年 6月（初版）

発行者 岩沼市（総務部さわやか市政推進課）

郵 便 989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電 話 0223-22-1111（内線643）

F A X 0223-22-2143

E-mail siminsankaku@city.iwanuma.miyagi.jp